

幕別町体育連盟規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、幕別町体育連盟と称し事務局を幕別町中央公民館に置く。
- 第 2 条 本会は、町内各体育団体と連絡を密にし、本町の体育振興を推進することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 各職場及び地域体育団体の育成強化
 - (2) 関係団体との連絡調整
 - (3) 体育の指導奨励並びに指導者の養成
 - (4) 各種体育行事の企画立案及び実施
 - (5) 町民健康生活の指導と健全レクリエーションの普及
 - (6) その他目的達成に必要な事業

第2章 組 織

- 第 4 条 本会は、次の事項を具備する団体を持って構成する。
- (1) 本会の会員は、勤労青少年及び社会人で組織した団体
 - (2) 総会の承認を得た団体
 - (3) 規約を持った団体
 - (4) 自己財源を持った団体
 - (5) 町民を対象とする大会等の行事計画を持つこと
 - (6) 審判員、指導者を養成する
 - (7) 事業完了後は、実績報告書及び決算書を本会会長宛に提出すること

第3章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1 名、副会長 3 名、事務局長 1 名、事務局次長 2 名、会計 1 名、監事 2 名、理事若干名（各団体代表一名）
- 第 6 条 会長、副会長、事務局長、会計、監事は、総会で選出し決定する。
- 事務局次長は会長が委嘱する。理事は、各所属団体よりの推薦者とする。
- 第 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 補欠就任者は前者の残任期間とする。
- 第 8 条 役員の仕事は、次のとおりとする
- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する

- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは代理する
- (3) 事務局長は、会長の命を受け会務を執行する
- (4) 会計は、会の経理をする
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し事務にあたる
- (6) 監事は、経理事務を監査し総会において報告する
- (7) 理事は、所属団体の年間事業計画書及び予算書を会長に提出する

第 4 章 会 議

第 9 条 会議は総会、役員会とし、会長が招集する。

第 10 条 総会は、役員と各団体代議員 2 名をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選出
- (2) 規約の改正
- (3) 年間行事計画
- (4) 収支予算及び決算
- (5) その他必要な事項
- (6) 本会加入の承認

第 11 条 役員会は役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 収支予算及び決算
- (2) 年間事業計画
- (3) その他必要な事項
- (4) 総会よりの委任事項

第 12 条 会議の議決は、出席者の過半数の同意で決定する。

第 5 章 会 計

第 13 条 本会加盟団体は、毎年本会予算の定めるところにより負担金2,000円を納入するものとする。

第 14 条 本会の経費は、次の収入をもって充る。

- (1) 各団体の負担金
- (2) 補助金、助成金、寄附金
- (3) その他の収入

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 6 章 附 則

1. 本規約の施行について必要な事項は細則で別に定めることができる。
2. 本規約は昭和51年 5 月12日より施行する。

3. 幕別町体育連盟規約（昭和33年4月1日施行）は廃止する。

幕別町体育連盟運営細則

- 第 1 条 本連盟運営のため、必要に応じて委員会を設けることができる。
- 第 2 条 本連盟の役員、選手が代表として派遣される場合は、可能な範囲で旅費等を支給することができる。
- 第 3 条 本連盟及び加盟団体に特に功労があった者、又は永年勤続者を表彰することができる。

幕別町体育連盟加盟細則

- 第 1 条 加盟団体は同一種目につき、本町を総括代表するアマチュアスポーツ団体とする。
- 第 2 条 加盟団体が独自に営利行為（寄付）を行う場合は、本連盟の役員会の議を得なければならない。
- 第 3 条 加盟団体は、連盟の求めに応じて必要な書類を提出しなければならない。
- 第 4 条 加盟団体は、選出役員及び提出書類に変更があった場合は、ただちにその旨届け出なければならない。
- 第 5 条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より必要書類を本連盟に提出し、役員会の議決を得なければならない。

幕別町体育連盟スポーツ功労者授与規定

- 第 1 条 幕別町のスポーツ振興を図るため、この規定を定めるところにより幕別町体育連盟功労章を授与する。
- 第 2 条 本功労賞は、次の条件を具備しているもののうちからこれを選考する。
- (1) 地域団体の体育及びレクリエーションの健全な普及発展に特に貢献のあったもの。
- (2) 町体育連盟に加盟する各団体に原則として10年以上所属し功労のあったもの。
- ただし、特に顕著な功労のあったものには、その限りではない。
- 第 3 条 功労者の選考については、各所属団体より推せんされたものの内から、体育連盟役員会において最終選考するものとする。

附 則

1. この規定は、昭和54年3月28日から施行する。